

農業委員会 だより

第4号

令和元年5月

編集・発行

別海町農業委員会

TEL 0153-75-2111

FAX 0153-79-6045

E-mail nougyou@betsukai.jp



目次

- 「2019年度別海町農業委員会総会 開催日程」「別海町賃借料情報」 … 2
- 「別海町功労者表彰（自治功労）受賞！」「農業委員研修等参加状況」 … 3
- 「新規就農者・後継者紹介」 … 4～5
- 「無断転用は法律違反です！」 … 6
- 「現況届は忘れずに提出を！」 … 7
- 「農業委員会事務局機構図」「編集後記」 … 8

2019年度 別海町農業委員会総会 開催日程

2019年4月1日現在

	開 催 月	申請等〆切期限	総会開催予定日
第24回	2019年 5月	2019. 5.15(水)	2019. 5.30(木)
第25回	6月	2019. 6. 6(木)	2019. 6.24(月)
第26回	7月	2019. 7.12(金)	2019. 7.31(水)
第27回	8月	2019. 8. 9(金)	2019. 8.29(木)
第28回	9月	2019. 9.11(水)	2019. 9.30(月)
第29回	10月	2019.10.11(金)	2019.10.31(木)
第30回	11月	2019.11. 8(金)	2019.11.25(月)
第31回	12月	2019.12. 6(金)	2019.12.18(水)
第32回	2020年 1月	2020. 1.20(月)	2020. 1.31(金)
第33回	2月	2020. 2.17(月)	2020. 2.28(金)
第34回	3月	2020. 3.16(月)	2020. 3.27(金)

※現地の確認・調査等を要するため、申請には期限を守ってください。

賃借料 別海町情報

平成30年4月から平成31年3月までに許可（公告）された農地法及び農業経営基盤強化促進法による賃貸借における賃借料（1ha当たり）は、以下のとおりとなっております。

（牧草畑）

（1ha当たり）

地域区分	平均額	最高額	最低額	データ数
別 海	26,374円	41,860円	10,000円	32
西 春 別	28,333円	45,662円	10,000円	22
中 春 別	25,378円	35,000円	15,000円	8
上 春 別	24,547円	32,682円	17,391円	9

※地域区分は別海町農業委員会区域内各推進委員会区域とし、大成、本別地区は上春別に含めています。

別海町農業委員会 前会長 松田寅義 氏 「別海町功労者表彰（自治功労）」受賞！

平成31年1月21日に曽根町長から表彰状および記念品が贈呈されました。

松田前会長は、平成11年7月から平成29年7月まで、18年間の永きにわたり、農業委員として農地行政の適切な執行に努められ、豊かな経験と優れた指導力により地域酪農の発展に尽力されました。

特に、平成20年7月から平成26年7月までの6年間は会長として、農地流動化の推進、優良農地の確保と有効利用、並びに農地の分散化の解消を図られました。

さらに、農業者年金の加入推進と制度普及に努められ、平成24年度から3年連続で別海町における新規加入者数が全国1位になるなど、農業者の老後の安定のために多大な貢献をされました。



< 農業委員研修等参加状況 >

- 平成30年8月23日・24日札幌市で「東北・北海道農業活性化フォーラム及び農業委員研修会並びに施設見学等」に参加しました。

農業委員会活動の根幹である地域に根ざした担い手と農地対策実践への方策を探ることを目的とした「東北・北海道農業活性化フォーラム（東北・北海道各農業会議主催）」に参加し、そのほか、「北海道農業公社で農地中間管理事業制度の研修と意見交換会」を行い、「北海道サンプラス手稲工場」へ農業用フィルム、灌水チューブ、牧草用特殊ネットフィルムなど各農業用資材の生産現場を見学しました。

- 平成30年11月19日中標津町で「地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会」に参加しました。

昨年5月に成立した「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」により、相続未登記などの所有者を確認することができない農地の権利移動に関する手続きなど、業務内容の変更があったため、農地関係業務について研修を受けました。

- そのほか、平成31年1月28日・29日札幌市で「全道農業者年金研究会・市町村農業委員会活動強化研修会」、平成30年5月10日白糠町で「根釧女性農業委員の会」研修会、平成31年1月30日札幌市で「女性農業委員・農地利用最適化推進委員等活動強化研修会」など参加しました。

後継者紹介

⑤ これからの目標・展望

⑥ 今の思いや農業に対する気持ちなど

高野 敏行さん 別海町別海

- ① 平成30年 4月
- ② 本人、妻
- ③ 104ha
- ④ 乾乳舎の整備。現在、前期後期の区別をせず飼育しているが、分けて飼育することで周産期病を予防していきたい。
- ⑤ 放牧地へ続く牛道やパドックを水はけ良くするなど、より良い状態に整備したい。また、放牧地の牧草の品質向上させるためには、どうしても良いかを考えていきたい。
- ⑥ まだまだ、落ちつく時間がなく、大変だともありますが、手をかけた分だけ牛が恩返しをしてくれると信じてがんばっていきたいと思います。

【押田広報委員 記】

別海
推進委員会から
新規就農者紹介



中島 哲郎さん 別海町尾岱沼

- ① 平成27年 4月
- ② 本人、妻、子供3人
- ③ 92ha
- ④ 草地更新を積極的に行い、良質な粗飼料を作れるように頑張っています。牛の方は判別精液を使い、後継牛の確保ができるように心がけています。
- ⑤ 今年から草地が増えたので、これから少しずつでも経産牛を増やしていければと思っています。
- ⑥ 今は繁忙期などでムリですが、子供達とのふれあえる時間が以前より増えてきたので、充実しています。これから先の酪農情勢がどうなっていくのかは、わかりませんが、どうなっても困らないように、自分の牧場の基盤を作っていけたらなと思います。

【内藤広報委員 記】

中春別
推進委員会から
新規就農者紹介



新規就農者

① 就農した年月

② 家族構成

③ 経営面積

④ 今現在の取り組みなど

佐藤 直二さんの後継者

佐藤 圭一さん 別海町泉川

西春別

推進委員会から
後継者紹介

- ① 平成17年4月
- ② 本人、妻、父、母、祖父、祖母
- ③ 40ha
- ④ 妻と二人三脚で安心・安全な生乳生産に取り組んでいます。
- ⑤ 日々、酪農技術の向上に向けて勉強し、年間生乳出荷量1,200 tを目指します。
- ⑥ 酪農情勢は、年々刻一刻と変化しているので、社会の動向に目を向け、臨機応変に対応できるよう日々頑張っています。 【會田広報委員 記】



小島 直さん 別海町上春別

上春別

推進委員会から
新規就農者紹介

- ① 平成20年11月
- ② 本人、妻、子供3人
- ③ 50ha
- ④ 就農時から土、草、牛づくりを基本に経営に努めております。
また、施肥管理から計画的な草地更新のもと、良質粗飼料を確保し、安心安全な生乳を生産できるよう取り組んでおります。
- ⑤ 就農してから早10年が経過しました。これからの10年、家族労働で出来る範囲で安定した経営に努めて参ります。
- ⑥ 今は酪農情勢が良い中で、改めて気を引き締め経営感覚を見失わないよう、地に足をしっかりと付け農業に邁進して参りたい。

【羽石広報副委員長 記】



無断転用 は 法律違反 です!

農地を転用する場合には農地法の許可が必要です。農地転用許可制度を理解し、法令遵守に努めましょう。

■ 農地の転用とは

農地を住宅や農業用施設（牛舎・堆肥舎など）の建物敷地、ロール置場など飼料保管場所、作業スペース・通路等、山林など、農地以外の用地に転換することです。

また、一時的に資材置場、砂利採取場、残土置場などに利用する場合も転用の許可が必要です。（事業完了後は、農地への復元が許可の条件となります。）

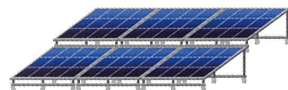


※農地転用の申請をする際、農地が農業振興地域内の農用地区域に指定されている場合は、原則として農地転用ができません。この区域内の農地を転用する場合には、農用地区域から除外したうえで転用の許可申請をする必要があります。

※農地であるかどうかは、不動産登記簿の地目ではなく、『現況』によって判断します。

■ 太陽光発電設備の設置をお考えの方は

基本的に、太陽光発電設備を建てるための農地転用はできないことになっています。



詳しくは、農業委員会までご相談ください。

※ロール置場など飼料保管場所にする目的で、農地転用が許可された土地に太陽光発電施設を建設した場合、違法転用になります。

※農地が長く耕作せず荒れている場合でも、農地であることに変わりはありませんので、注意してください。

■ 許可を受けないで無断転用したら

農地法の違反となり、工事の中止や原状回復などの命令がされるほか、3年以下の懲役または300万円以下（法人は1億円以下）の罰金が課せられることがあります。

また、農業者年金の経営移譲年金（特例付加年金）の受給ができなくなることもあります。





現況届は、年金を受給するために必要な毎年の手続きです。

現況届は 忘れずに提出を!

☆農業者年金現況届の提出場所☆

・別海町農業委員会窓口(本庁舎1階)、各支所、各連絡事務所

現況届が届く時期は…

現況届の用紙は、**5月末頃**に
直接受給者様ご本人あてに送
付されます。

現況届の提出時期は…

現況届は代理人を除き、受給権者
ご本人が、現況届に署名・記入し
て**6月中**に提出してください。

※土曜日・日曜日は、お休みしています。

現況届の提出を忘れると…

現況届の提出がないときは、
11月の支払いから現況届が提
出されるまでの間、**年金の支
払いが差し止められます**
のでご注意ください。

経営移譲年金・特例付加年金を受給している方については
6つの項目の自己チェックに記入漏れがないか、ご確認ください

記載事項に同意の上、自署してください

農業者年金受給者現況届 (折ったり、汚したりしないでください)

令和元年6月中にあなたの住所地の農業委員会にご提出ください

1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック

あなた自身について、以下の1～6の項目の全てに
「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください

- | | | | | | |
|---|--|----|-----|-----|-----|
| 1 | あなたご自身が農業を営んでいますか | はい | () | いいえ | () |
| 2 | あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか | はい | () | いいえ | () |
| 3 | 後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等をしたか | はい | () | いいえ | () |
| 4 | あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか | はい | () | いいえ | () |
| 5 | あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか | はい | () | いいえ | () |
| 6 | あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか | はい | () | いいえ | () |

(注) 上記、自己チェックの記入が漏れている場合、
現況届は受理できませんので、ご注意ください

2. 「受給権者の欄(氏名等)」をご記入ください

受給権者の欄
農業所得の納税申告名義等、左記4～6を確認する必要がある場合は、当基金
及び農業委員会が関係機関に照会することについて同意した上で署名します

氏名 (自署)	別海 太郎
生年月日	大正(昭和) 10 年 10 月 10 日
住所	北海道 野付郡 別海町 別海常盤町 280番地 電話番号(053)-(75)-(2111)

ご本人が自ら署名・記入ができないため、親族等の代理人の方が
記入されるときは、下記の「代理人の欄」も記入してください

代理人の欄	
氏名	別海 一郎
住所	野付郡 別海町 別海常盤町 280番地 電話番号(053)-(75)-(2111)

支給停止事由に該当する場合、この現況届用紙は提出せずに支給停止事由該当届を提出してください

→ 経営移譲年金(特例付加年金)を受給されている方へ ←

経営移譲年金を受給されている方が提出する現況届には、上記のような質問があり、「はい いいえ」で回答しなければなりません。回答に一つでも「はい」があれば年金支給停止の可能性もありますので農業委員会事務局にご相談ください。

《問い合わせ先》

別海町農業委員会事務局 総務担当 電話0153-75-2111 内線1812

農業委員会事務局機構図

2019年4月1日現在

事務局 事務局長 中村 公一

総務担当 主任 加藤 美和 主事 石橋 聖滉

主幹 廣島 静治

- ① 農業委員会の総会に関する事。
- ② 農業委員会規則等の制定又は改廃に関する事。
- ③ 農業委員会職員の人事服務に関する事。
- ④ 告示等に関する事。
- ⑤ 公印の管守に関する事。
- ⑥ 審査請求、訴訟、陳情に関する事。
- ⑦ 予算の編成及び経理に関する事。
- ⑧ 補助金等の事務に関する事。
- ⑨ 文書及び物品の收受発送に関する事。
- ⑩ 農業者年金に関する事。
- ⑪ 農地台帳に関する事。
- ⑫ 備品等の維持管理に関する事。
- ⑬ 農業委員会の任命に関する事。
- ⑭ その他農業委員会に関する事。



全国農業新聞を
購読しよう！

◆購読料：月額700円（送料共）
新聞購読のお申し込みは、
農業委員会事務局へ
☎ (0153) 75 - 2111

農地調整担当 主任 武田 文吉 主事 齊藤 一真
主任 山下 真弘 臨時 佐野 雅哉

主査 藤巻 成司

- ① 農用地等の権利移転、使用収益権の設定及び転用等に関する事。
- ② 農用地等の利用関係のあっせん及び争議防止に関する事。
- ③ 農用地等の売買、検査及び買（収）戻等に関する事。
- ④ 農用地等の登記事務に関する事。
- ⑤ 国有農地等の所管換、所属替及び売却に関する事。
- ⑥ 農業経営基盤強化促進法に関する事。
- ⑦ 農地保有合理化事業に関する事。
- ⑧ 農地所有適格法人関係に関する事。
- ⑨ 現況証明等に関する事。
- ⑩ 農業者関係資金に関する事。
- ⑪ 農用地の贈与税、不動産取得税猶予適格証明願いに関する事。
- ⑫ 農地の調整に関する事。
- ⑬ 農用地等集団化事業に関する事。
- ⑭ 集団化事業の調査啓もう及び情報宣伝に関する事。
- ⑮ 農地中間管理事業に関する事。



編集 後記

冬の色から緑に変わり、春先の草地管理作業に忙しい日々が今年もやってきました。

「農業委員会だより」もようやく第4号の発行にこぎつけることができました。

酪農業界は、ここ数年にわたり好況を呈している一方、TPP11や日欧EPAの発効や就農者の減少など地域全体で取り組まなければならない課題も浮き彫りになっています。

今号では、町内各地で頑張っている新規（若手）経営者にお話を聞かせていただきました。そこで感じたのは農業、地域社会を支えるのはやはり「人の力」だということでした。

農繁期に向かい慌ただしい日々が続くと思いますが、たまにはゆっくり仲間と語り合う時間が大事ではないでしょうか。

（広報委員長 信夫 重勝）